

医政発0718第4号
令和元年7月18日

各都道府県知事 }
各保健所設置市長 } 殿
各特別区長 }

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、今般、同要綱を別添のとおり見直したので、今後の立入検査の実施に当たって参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。